

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 山城千秋
理 事 宮城政剛



濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査の集合契約について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会を通じて「濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査の集合契約について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。当会ホームページに掲載致しますので、各様式等はお手数ですがダウンロードをお願いします。

- ・提出期限：1月27日（木）
- ・提出先：那覇市医師会事務局 原本を集配又は郵送してください。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

沖医発第1185号
令和4年 1月19日

施設長 殿

沖縄県医師会
会長 安里哲好
(公印省略)

濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査の集合契約について

日頃より、新型コロナウイルス感染症対策等にご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、沖縄県から、国の方針により、医療従事者が濃厚接触となった場合、業務前の検査（以下、行政検査という）による陰性確認等の要件を満たせば医療に従事することが可能になったことに伴う行政検査の公費負担に係る手続きについて、本来県と医療機関との間で行う委託契約を本会と集合契約を締結するという形式で実施したい旨依頼があり、本会として承認致しました。

つきましては、貴殿におかれましても本集合契約についてご理解を賜りますとともに、標記行政検査の実施を希望される会員施設については、来る1月27日（木）までに、同封している委任状の「原本」を所属地区医師会へご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、参加される医療機関については、別添の「委託概要」、「運用フロー図」、「検査対象期間の考え方」を熟読の上、標記検査を実施いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

※那覇市内の医療機関については、沖縄県ではなく、那覇市（那覇市医師会がとりまとめ機関）との契約になりますので、ご認識をお願い致します。

沖縄県医師会保険課：山川、比嘉

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

E-mail：hokenka@okinawa.med.or.jp

委託概要

1. 契約目的

「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月18日付け一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、医療機関において、濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査を実施することにより、勤務可能な医療従事者を確保し、医療提供体制の維持を図る。

2. 契約の対象者

那覇市内の病院又は診療所

3. 契約方法

那覇市医師会を通じたの集合契約とする。各医療機関は、那覇市医師会に委任状を提出することで、那覇市との委託契約が成立することとなる。

医師会未所属の医療機関については、那覇市との個別契約が必要となる。

4. 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで。

ただし、委託契約の適用期間は、別途通知するものとする。

5. 検査の目的

濃厚接触者となった医療従事者の勤務のための陰性確認を目的とする。

6. 検査対象者

以下のすべての要件を満たす者が検査の対象者となる。

- ・他の医療従事者による代替が困難な医療従事者で、無症状であること。
- ・新型コロナウイルスワクチンを2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- ・濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

7. 検査の種類及び単価

- ・抗原定性検査 3,000円/件（税込）
- ・抗原定量検査 5,500円/件（税込）
- ・PCR検査 12,100円/件（税込）

8. 検査の流れ

① 濃厚接触者の把握

保健所からの濃厚接触者の認定を踏まえて、各医療機関の管理者において、検査対象者を決定する。なお、保健所業務の逼迫により、濃厚接触者の認定が困難な場合は、医療機関における濃厚接触者候補のリストアップを可能とする。

② 実施届出

検査実施前に、届出様式（様式1）を那覇市保健所あて電子メールで提出する。

【提出先】K-SOU002@city.naha.lg.jp

※メールの件名は「（医療機関名）医療従事者行政検査」とすること。

個人情報が含まれるため、送信の際にはパスワードをかける等セキュリティに配慮し、宛先誤りがないよう十分注意すること。

③ 検査の実施

対象者の検査を行い、陰性確認後、当該医療従事者の勤務が可能となる。

陽性となった場合は、医療機関において原則 HER-SYS で那覇市保健所へ発生届を提出する。

HER-SYS の ID 登録がまだの医療機関については、別紙の「【HER-SYS】医療機関等 利用者 ID 登録申請書（兼 ID 通知書）」を事前に那覇市保健所あて電子メールで提出しておくこと。

【提出先】K-SOU002@city.naha.lg.jp

※メールの件名は「（医療機関名）HER-SYS ID 申請」とすること。

④ 実施報告及び請求

検査実施の翌月 10 日までに、報告様式（様式2）及び請求書を、那覇市医師会に提出する。那覇市医師会は、とりまとめの上、同月 20 日までに那覇市に送付する。ただし、3 月実施分については、当月末までに報告様式を提出すること。

⑤ 支払い

市にて、実施報告を確認し、各医療機関へ委託料を支払う。

9. その他

- ◆ 本委託契約は、厚生労働省事務連絡（※）に基づく行政検査を対象としたものであることから、当該事務連絡が改正された場合には、改正内容に沿って、契約内容が変更となることがあります。

※「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和4年1月18日付け一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

- ◆ 濃厚接触者となった医療従事者の勤務については、他の医療従事者による代替が困難な場合に限る運用を徹底し、感染した場合にリスクが高い患者に対する医療に際しては、格段の配慮を行うこと。
- ◆ 本委託契約の効果は遡及可能であることから契約締結前(委任状提出前)であっても、市が適用を認めた期間については支払いの対象となります。
- ◆ 沖縄県が無償で配布している抗原検査キットを使用した場合は、支払い対象となりません。
- ◆ 実施届出は、直接那覇市へ、実施報告と請求は那覇市医師会を經由して市へ提出してください。

【各問合せ先】

(1) HER-SYSのID申請、その他HER-SYSに関する問い合わせ

那覇市保健所新型コロナウイルス感染症現地対策本部

担当：東黒島、速水、屋宜

TEL：098-853-7975 または 098-917-0225

E-mail：K-SOU002@city.naha.lg.jp

(2) 契約の内容、請求に関する問い合わせ

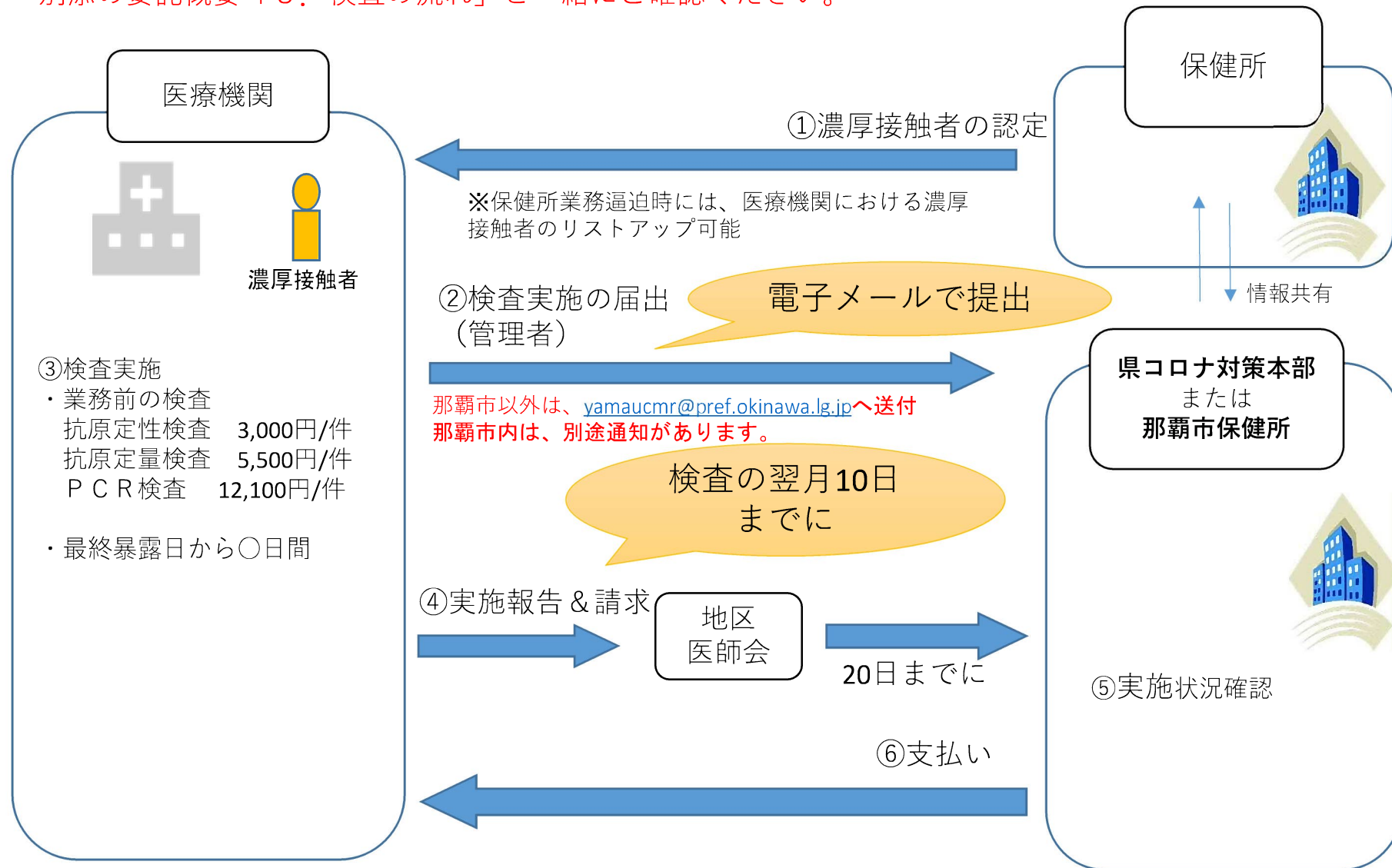
那覇市保健所 保健総務課 感染症グループ 担当：石底

TEL：098-853-7972 E-mail：56359SAYA@city.naha.lg.jp

※債権者登録（口座登録）に関しては、別途案内文を確認してください。

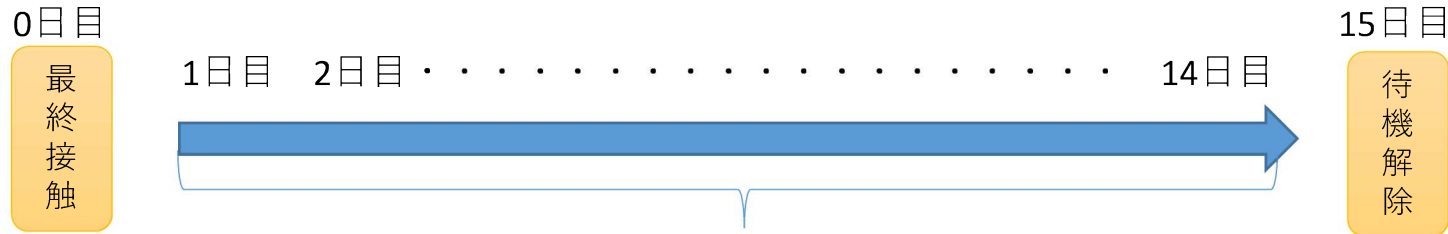
濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査 運用フロー図

別添の委託概要「8. 検査の流れ」と一緒にご確認ください。



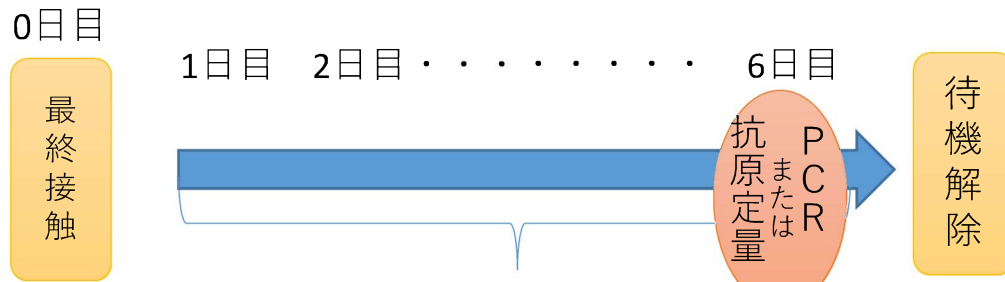
検査対象期間の考え方

① 1月3日～1月14日に検査を行う場合



1日目～14日目の期間、医療に従事するための業務前検査は、本委託契約の対象（公費負担）

② 1月15日以降に検査を行う場合



医療従事のための検査は委託対象

1日目～6日目の期間、医療に従事するための業務前検査は、本委託契約の対象（公費負担）

※当日、医療に従事しない、解除のための検査は委託対象外



医療従事のための検査は委託対象

1日目～7日目の期間、医療に従事するための業務前検査は、本委託契約の対象（公費負担）

医療機関における新型コロナウイルス感染症行政検査委託契約締結
に関する委任状

代理人： 那覇市医師会（取りまとめ機関）

委任者

① 医療機関名 : _____

② 所在地 : _____

③ 代表者氏名 : _____ 印

④ 担当者連絡先

所属・氏名 :

TEL :

FAX :

e-mail :

当院は、那覇市医師会（取りまとめ機関）に対し、「医療機関における新型コロナウイルス感染症行政検査委託契約」（以下「委託契約」という。）に関する下記の権限を委任いたします。

記

○ 沖縄県との委託契約の締結、変更並びに解約及び解除に関する一切の事項

以上

記載例（医療法人の場合）

医療機関における新型コロナウイルス感染症行政検査委託契約締結 に関する委任状

代理人： 那覇市医師会（取りまとめ機関）

委任者

法人の場合は
法人名と施設名を記載

① 医療機関名： 医療法人〇〇〇 〇〇病院

② 所在地： 沖縄県〇〇市〇△ - 〇△

③ 代表者氏名： 理事長 〇〇 〇〇 印

・ 代表者の役職から記載。
・ 印鑑は代表者印
※請求の際も、同じ印が必要になります

④ 担当者連絡先

所属・氏名： 医事課 〇〇 〇〇

TEL： 〇△〇-〇〇〇〇

FAX： 〇△〇-〇〇〇〇

e-mail： 〇△〇△〇@・・・.jp

・ 契約や請求に関する担
当者を記載ください。

当院は、那覇市医師会（取りまとめ機関）に対し、「医療機関における新型コロナウイルス感染症行政検査委託契約」（以下「委託契約」という。）に関する下記の権限を委任いたします。

記

○ 那覇市との委託契約の締結、変更並びに解約及び解除に関する一切の事項

以上

事務連絡
令和3年8月13日
(令和3年8月18日一部改正)

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について
(改訂部分は下線部分)

現行、濃厚接触者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力の求め（以下「外出自粛要請」という。）として不要不急の外出はできる限り控え、やむを得ず移動する際にも、公共交通機関の利用を避けることを御願ひしている¹。

今般、東京都をはじめ感染者が急増している地域において医療提供体制を確保するため、誰もが症状に応じて必要な医療が受けられるようにするための緊急的な対応として、医療従事者について、家庭内感染等により濃厚接触者となった場合、下記の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、医療に従事することは不要不急の外出に当たらないとして外出自粛要請を行うことも可能である旨、お示しすることといたしました。

貴職におかれましては、地域の感染状況を踏まえつつ検討の上、患者療養に遺漏のないよう、適切な対応をお願いします。また、管内の医療機関に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、当該対応による影響や感染状況を踏まえ、必要に応じて本事務連絡の見直しを行う予定です。

記

【要件】

- 他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること。
- 新型コロナウイルスワクチンを2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した

¹ 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2021年1月8日暫定版）
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/COVID19-02-210108.pdf>

後に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。

- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット²⁾）により検査を行い陰性が確認されていること。
- 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

【注意事項】

- 新型コロナウイルスワクチン接種済みであっても感染リスクを完全に予防することはできないことを十分に認識し、他の医療従事者による代替が困難な医療従事者に限る運用を徹底すること。
- 感染した場合にリスクが高い患者に対する医療に際しては、格段の配慮を行うこと。
- 当該医療従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底）。
- 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
- 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- 当該医療機関の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する医療従事者及び担当する患者の健康観察を行い、当該濃厚接触者が媒介となる新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。
- 検査期間は最終曝露日から14日間であること。
- 検査に当たっては、「医療機関における無症状者（職員、入院患者等）への新型コロナウイルス感染症に係る検査の費用負担について（再周知）」（令和3年5月10日付け事務連絡）³⁾のとおり、地域の実情により行政検査又は自費検査で行うか判断して差し支えないものの、従来、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、感染者が一人も発生していない施設等であっても、医療機関に勤務する者について、いわば一斉・定期的な検査の実施を行うようお願いしてきているところであり⁴⁾原則として行政検査として実施することが望ましい。

以上

²⁾ 抗原定性検査キットによる実施を行う場合については、「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」<https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf>
記3の無症状者に対する抗原定性検査の実施要件に留意すること。

³⁾ <https://www.mhlw.go.jp/content/000778073.pdf>

⁴⁾ 「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf>